# 口座振替を利用しませんか?

市では、市税などの公金を指定の口座から自動的に振り替える口座振替制度をおすすめしています。







## 口座振替ができるものは?

- ○市県民税(個人の普通徴収分)
- ○国民健康保険税(普通徴収分)
- ○後期高齢者医療保険料(普通徴収分)
- ○市営住宅駐車場使用料

- ○固定資産税
- ○軽自動車税(種別割)
- ○介護保険料(普通徴収分)
- ○霊園維持管理料
- ○市営住宅家賃
- ○母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金等

## 申し込みはどうするの?

納付通知書・預貯金通帳・通帳の届出印をお持ちの上、下記の取扱金融機関でお申し込みください。

#### 取扱金融機関

全国のゆうちょ銀行、市内の各金融機関(青森銀行・みちのく銀行・青い森信用金庫は青森県内の店舗、八戸農業協同 組合は三戸郡内の店舗を含む)

- ※母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金等のみ全国のみずほ銀行も申し込み可能です。
- ※市外の金融機関には申込用紙を備え付けていませんので、希望する人は下記問い合わせ先までご連絡ください。

## 振替はいつから始まるの?

## 毎月10日までに金融機関で申し込んだ場合は当月の納期分から振り替えします。

- ※ゆうちょ銀行およびみずほ銀行に申し込んだ場合は、翌月の納期分からの振り替えとなります。
- ※振替日は納期限日です。振替日の前日までに、預貯金通帳の残高を確認してください。
  - 振替できなかった分については、後日納付書を送付しますので、金融機関などで納付してください。

# 振替内容の確認はどうするの?

### 振替の内容は、預貯金通帳でご確認ください。

- ※継続検査が必要な軽自動車を所有している人には、「軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)」を毎年6月中旬に送付 します(車検に間に合わない場合は、口座振替ではなく通常の納付書による納付をお勧めします)。
- ※国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療保険料については、毎年1月中旬に「口座振替済通知書」を送付します。
- ※市県民税、固定資産税、軽自動車税で新たに「市税口座振替済通知書」の発行を希望する人は、収納課までご連絡ください。 一度ご連絡いただければ、毎年送付します。

#### 問い合わせ先

市税	収納課	<b>u</b> 43-2164	霊園維持管理料	市民課	<b>@</b> 43-9193
介護保険料	介護保険課	<b>u</b> 43-9285	市営住宅家賃·市営住宅駐車場使用料	建築住宅課	<b>四</b> 43-9109
後期高齢者医療保険料	国保年金課	<b>43-9065</b>	母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金等	こども家庭相談室	<b>38-0703</b>